

資料 7

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和○年○月○日
環境省水・大気環境局
水環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

メフェントリフルコナゾール

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和4年10月14日（金）～ 令和4年11月12日（土）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 3通
- ・郵送 0通

（2）御意見の延べ総数 3件

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	どんな経路でどんな状態で人体へ入ってくるか分かりませんし、もうこれ以上ハチに負担をかけて、農作物ができなくなったら嫌ですから、表1の基準値0g/l、表2の基準値0mg/kg体重、表3の全ての基準値0μg/bee or bee/dayとしてください。	生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定しています。設定にあたっては、水域の生活環境動植物については、農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水域PEC:水域の生活環境動植物被害の評価の観点から予測した濃度）が、陸域の生活環境動植物については、当該動植物被害の評価の観点から予測した農薬の成分物質のばく露量が、それぞれの基準に適合することを確認しています。

2	メフエントリフルコナゾールの野生ハナバチ類に係る基準値として、成虫単回経口及び成虫反復経口にそれぞれ、4.0 マイクロ g/bee 及び 4.4 マイクロ g/bee/day が提案されているが、これらは以下に示す理由から設定不要あるいは 11 マイクロ g/bee (/day) とするのが適切と考える。 ミツバチあるいは野生ハナバチ類に係る基準値は求められた LD50 あるいは LDD50 を用いているが、両者のいずれも限界用量でも有意な死亡が認められない不等号のついた超値となっている。不等号のついた超値を確定した指標値として取り扱うと、農薬の毒性に無関係に面積当たり投下量の多い有効成分の使用法は自動的に登録されないこととなり、超値を確定地として取り扱うのは不適切であり、超値の場合は暴露を考案したリスク評価は不要であり、基準値の設定は不要と考える。全ての農薬に共通することであるが、ガイドラインで定める最高用量で脂肪が認められない場合でも 3000 gai/ha を超える成分量は登録のために高次試験が要求されることとなる。 今回のメフエントリフルコナゾールの成虫反復経口において、死亡率に用量相関は認められないが、全ての用量における死亡率は OECDTG245 の無処理の死亡率として妥当とされる 15%未満であったことから、LDD10 も 110 マイクロ g ai/bee/day であったと推定される。従って、単回暴露あるいは反復暴露においても毒性の指標値としては 110 マイクロ g ai/bee/day が適切であると考え。影響が懸念される水準は 1 を用いることで、基準値は成虫単回経口及び成虫反復経口のいずれも 11 マイクロ g/bee (/day) が適切と考える。	野生ハナバチ類の被害防止に係る農薬登録基準は、農林水産省の農業資材審議会農薬分科会蜜蜂影響評価部会において決定された、セイヨウミツバチの毒性指標の基となった毒性値を基に設定しているところです。 メフエントリフルコナゾールの野生ハナバチ類におけるリスク評価については、令和4年6月1日の農業資材審議会農薬蜜蜂影響評価部会（第4回）において審議された内容に基づいております。 超値の場合の基準値の設定についてですが、リスク評価においては基準値と予測ばく露量を比較することで判断を行っており、基準値の設定は必要と考えております。ご懸念の点につきましては農林水産省へ情報提供すると共に、野生ハナバチ類の被害防止に係る農薬登録基準設定の参考とさせていただきます。
---	---	---

3	濃度が薄ければ大丈夫という考え方に疑問あり。農薬が撒かれた時点で、虫や植物を殺しており、それに巻き込まれた昆虫はやられてしまう。その場にいないとしても、たとえ薄くなったとしても鳥類やハナバチを始めとする昆虫に悪影響がないわけではない。 承認農薬成分数だけで約 600 種、農薬補助成分として 1,200 種もある我が国で、単品だけの濃度をせつせと計算しても、無意味ではないか？ 真面目に我が国の自然環境、ヒトを始めとする生物へのリスクを考えているなら、今後の農薬承認はやるべきではないし、すでに承認されているものも、順次禁止にすべき。	農薬の登録にあたっては、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。野生ハナバチ類については、農林水産省におけるセイヨウミツバチのリスク評価の結果を基に、ミツバチと野生ハナバチ類の毒性に対する感受性差や予測ばく露量の違いを踏まえたリスク評価を行っています。 また、複数農薬へのばく露による影響については、現段階では国際的にもその評価手法や考え方が検討されている段階であり、評価手法として確立したものではなく、現時点では評価は困難であると考えています。今後も引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。 既に登録された農薬に対しても、順次、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行うこととしています。
---	--	--